

大和市告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月2日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路

3・4・6号三ツ境下草柳線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市下草柳字十三番耕地、上草柳二丁目及び中央三丁目地内

(3) 変更する部分

大和市深見字森下、深見東一丁目、深見西二丁目、深見西一丁目、上草柳一丁目、深見字坊之窪、深見台四丁目、大和東三丁目、大和東二丁目及び中央二丁目地内